

押印を求める手続の見直し等の特許庁関係審査基準等の改正案（仮称）  
に係る結果概要

令和2年12月11日  
特 許 庁

「押印を求める手続の見直し等の特許庁関係審査基準等の改正案（仮称）」について、意見募集を実施いたしました。その結果につきましては、以下のとおりです。  
今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

## 1. 概要

意見募集の期間：令和2年11月24日から令和2年12月7日

意見募集の対象：

### (1) 審査関係

#### ①特許関係

特許・実用新案 審査基準（Q&A 含む）

特許・実用新案 審査ハンドブック

発明の新規性喪失の例外の適用を受けるための出願人の手引き（Q&A 含む）

塩基配列又はアミノ酸配列を含む明細書等の作成のためのガイドライン

面接ガイドライン【特許審査編】

#### ②意匠関係

意匠審査基準

意匠の新規性喪失の例外規定についての Q&A 集

意匠登録出願等の手続のガイドライン

関連意匠制度の拡充に関する Q&A

面接ガイドライン【意匠審査編】

#### ③商標関係

商標早期審査・早期審理ガイドライン

商標審査便覧

面接ガイドライン【商標審査編】

### (2) 審判関係

審判便覧

面接ガイドライン【審判編】

### (3) 方式関係

方式審査便覧

意見募集の方法：電子政府総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX

## 2. 意見募集の結果

御意見数：4件

御意見に対する考え方：別紙のとおり

## 3. 改正基準等の公表日

令和2年12月14日以降に公表（12月中にはすべて公表）。

## 押印を求める手続の見直し等のための特許庁関係審査基準等の改正案（仮称）に関する御意見に対する考え方

	御意見（概略）	考え方
1	大歓迎です。着実に早急をお願いします。	賛成の御意見と承りました。
2	この度は、押印手続きを必要とする手続きの見直しをいただきありがとうございます。コロナ渦にて、決裁者や押印担当者が在宅勤務のため、押印が滞ることも多く、期日までに押印をいただけないことも多々発生いたしました。押印手続きを必要とする手続きの見直しは迅速に行っていただけますと大変有難く存じます。	賛成の御意見と承りました。
3	書面での押印（又は署名）の廃止には反対である。 押印（印章を生じさせる。）又は署名は、その存在により、刑法等で特別な扱いをされる事になるものであるが、これを伴う事は、正当性・公正性の確保に有用であるので、押印又は署名は必要と考える。（なお、記名の場合に、詐称等の不正発生の可能性・蓋然性が増えるのは、行政一般で理解・認識をしておくべき事とすら考える。） 例外として、電子手続における基準を満たした電子署名を用いての手続きがあるが、その様な代替の策が無い場合は、通常、従前と同様に、押印又は署名を伴う形とされたい。	ご指摘のようななりすましによる被害が大きく回復が困難とされる手続（特許権等の移転登録に関する手続等）については押印を存続し、なりすましの回避が他の手段により可能な手続（代理人の選任に関する手続、新規喪失の例外証明書に関する手続、当事者系審判に関する手続等）について押印を廃止する方針としております。
4	以下の手続について押印を廃止していただきたい。 1. 四法（特許、実用新案、意匠、商標）共通の手続または書面 ①委任状（包括委任状を含む）提出書 ②識別番号付与申請手続の申請 ③優先権主張 ④新規性喪失の例外証明書および同提出 ⑤名義変更届	なりすましによる被害が大きく回復が困難とされる手続（特許権等の移転登録に関する手続等）については押印を存続し、なりすましの回避が他の手段により可能な手続（代理人の選任に関する手続、新規喪失の例外証明書に関する手続、当事者系審判に関する手続等）について押印を廃止する方針としております。

<p>⑥異議申立</p> <p>⑦包括納付申出</p> <p>⑧包括委任状提出</p> <p>⑨包括納付援用制限の手續に使用する包括納付援用制限届 識別ラベルの貼付も廃止を希望する。</p> <p>⑩持分移転登録申請（持分の一部移転の場合、持分譲渡または持分放棄の 場合を含む）手續の電子化に加えて、譲渡証書は印紙ではなく電子決済化 を希望する。</p> <p>⑪訂正審判請求</p> <p>⑫無効審判請求</p> <p>⑬特許証・登録証の再交付請求</p> <p>2. 特許に関する手續または書面</p> <p>①発明者修正手続きの宣誓書について押印を廃止し、補正書と共に受理し ていただきたい。</p> <p>②2019年3月31日以前に審査請求をした案件を対象とする旧減免制度にお ける、共同出願の場合に必要な持分を証明する書面 現在は持分証明書等、出願人全員が押印した原本を準備・提出している が、簡素化を希望する。</p> <p>3. 意匠に関する手續または書面</p> <p>①拒絶理由通知書で引用された公知意匠が、出願人が実施許諾を行った相 手方が製造した製品である場合に、意見書と共に提出する「証明する書 面」（実施許諾を行った際の契約書等の写しに代えて提出する書面）への押 印を不要としていただきたい。</p>	<p>また、ご指摘のうち手續の電子化についても、検 討して参ります。</p>
--	--

②協議の結果届について、出願人が同一であれば、押印を不要としていただきたい。

#### 4. 商標に関する手続または書面

①工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（特施規）第 19 条 14 号に規定する商標法施行規則第 9 条の五第 2 項に規定する意見書（商標法第 15 条の二及び三に基づき提出するもの）に添付するとされている証拠物件」（例：商標審査便覧 41.100.03 に規定する「商標の使用を開始する意思」「事業予定を記載した書面」）及びこれを提出するための「手続補足書」又は「物件提出書」を特施規第 10 条中の特定手続へ加えて頂くと共に前記証拠物件への押印を不要としていただきたい。

②商標登録異議の申立（商標法第 43 条の 2）及び商標登録の取消しの審判（同法第 50 条）等の当事者系の審判請求を、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第 10 条の特定手続へ加えていただきたい。